

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）の、情報公開が派遣元事業主に義務付けられました。

以下、当社における情報提供項目を公開致します。

派遣労働者の数 5 名

派遣先の数 1 社

マージン率 28.4%

教育訓練に関する事項 安全衛生教育・P C 研修等

派遣先の 1 日あたりの平均額 23,000 円

派遣社員の賃金の平均 16,458 円